

# 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準

## (目的)

第1条 この事故取扱基準は、安全就業を推進し、事故の再発を防止することを目的とする。

## (処分)

第2条 安全委員会（以下「委員会」という。）は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事業において事故を起こした会員に対して、次のような処分を科することができる。

## (注意)

第3条 委員会は、定める違反項目に該当した会員に対し、注意書（様式第1号）を各1枚発行する。

- 2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。
- 3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

## (罰則)

第4条 委員会は、注意書が2枚累積した場合は、事務所長から厳重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、就業停止書（様式第2号）を発行する。

- 2 委員会は、別表2に定める罰則項目に該当した場合は、委員会の審議のうえ、就業停止書（様式第2号）を発行する。
- 3 就業停止の措置を受けた会員であっても、別の作業であれば就業することができる。
- 4 就業停止させる場合は、当該会員に、委員会において弁明する機会を与えるものとする。（停止期間）

第5条 第4条において就業を停止する期間は、1年とする。ただし、6ヶ月を経過し、当該作業の班長等から復帰の要望があった場合には、委員会の審議のうえ、当該作業に復帰させることができる。

## 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

違反項目
1. 賠償事故を起こした場合
2. 安全就業基準を遵守せずに傷害事故を起こした場合
3. 事故報告を怠った場合、又は自己解決しようとした場合

別表 2

罰則項目
会員の過失により重大な事故を発生させた場合

(様式第1号)

# 注 意 書

会員番号 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

就業日時 : ○○ 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 \_\_\_\_\_

就業場所 : \_\_\_\_\_

作 業 : \_\_\_\_\_

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準別表1における違反項目  
( ) に該当します。よって、注意書を発行します。

○○ 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

安全委員会 委員長 印

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(注意)

第3条 委員会は、別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、注意書(様式第1号)を1枚発行する。

2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。

3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(様式第2号)

# 就業停止書

会員番号 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_

停止期間 : ○○ 年 月 日 ~ ○○ 年 月 日

作業 : \_\_\_\_\_

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準第4条第1項の規定に基づき、本日をもって就業を停止します。

○○ 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

安全委員会 委員長 ⑩

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

## (罰則)

第4条 委員会は、注意書が2枚累積した場合は、事務所長から厳重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、就業停止書(様式第2号)を発行する。

2 委員会は、別表2に定める罰則項目に該当した場合は、委員会の審議のうえ、就業停止書(様式第2号)を発行する。